租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十四号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）の施行に伴い、並びに同法附則、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則及び租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に、「特定外国法人」を「外国関係法人」に、「第四十四条」を「第四十四条の三」に改める。

第一条の二第三項の表第二十七条の四第五項及び第二十八条の九第十三項の項中「第二十七条の四第五項」を「第二十七条の四第十二項」に改め、同表第三十九条の三十九第四項及び第三十九条の五十六第三項の項中「第三十九条の三十九第四項」を「第三十九条の三十九第十一項」に改める。

第一条の三中「第二条の三十六」を「第二条の三十五」に改める。

第二条の九第二項ただし書中「第二条の三十六第一項第二号」を「第二条の三十五第一項第二号」に改める。

第二条の十二第一項中「場合又は」を「場合、」に、「場合を」を「場合又は第二条の二十五の二第五号に掲げる事由に該当したことにより同条の規定が適用される場合を」に改める。

第二条の二十五第四項中「関する通知書」の下に「若しくは次条に規定する所轄税務署長の確認に係る書面」を加え、「及び当該通知書」を「、通知書及び書面」に改める。

第二条の二十五の次に次の一条を加える。

（所得税の徴収が行われない災害等の事由による金銭の払出し）

第二条の二十五の二　勤労者財産形成住宅貯蓄契約又はその履行につき、勤労者財産形成促進法第六条第四項第一号ロ若しくはハ、同項第二号ハ若しくはニ又は同項第三号ハ若しくはニに定める要件に該当しないこととなる事実が発生した場合であつて、当該事実が次に掲げる事由（以下この条及び第二条の二十八第一項において「災害等の事由」という。）により当該災害等の事由が生じた日から同日以後一年を経過する日までの間に発生したものであるとき（当該事実の発生が当該災害等の事由に基因するものであることにつき財務省令で定めるところにより財産形成非課税住宅貯蓄申告書を提出した個人の住所地の所轄税務署長の確認を受け、当該税務署長から交付を受けた当該確認をした旨の記載がある書面を当該勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る金融機関の営業所等の長に提出した場合に限る。）は、当該事実は、法第四条の二第九項に規定する事実及び第二条の十三第二号に掲げる事実に該当しないものとする。

一　当該個人がその居住の用に供している家屋であつてその者又はその者と生計を一にする親族が所有しているものについて、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けたこと。

二　当該個人が所得税法第七十三条第一項に規定する医療費を支払つた場合において、その者又はその支払の時においてその者と生計を一にする親族のためにその年中に支払つた当該医療費の金額の合計額が二百万円を超えたこと。

三　当該個人が、配偶者と死別し、若しくは離婚したこと又はその者の配偶者が所得税法施行令第十一条第一項各号に掲げる者に該当することとなつたこと（これらの事由が生じた日の属する年の十二月三十一日においてその者が所得税法第二条第一項第三十号に規定する寡婦（同号イに掲げる者に限る。）又は同項第三十一号に規定する寡夫に該当し、又は該当することが見込まれる場合に限る。）。

四　当該個人が、所得税法第二条第一項第二十九号に規定する特別障害者に該当することとなつたこと。

五　当該個人が、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十三条第二項に規定する特定受給資格者又は同法第十三条第三項に規定する特定理由離職者に該当することとなつたこと。

第二条の二十八第一項中「災害、疾病その他これらに類するやむを得ない事情が生じたこと（当該やむを得ない事情が生じた」を「災害等の事由が生じたことにより同号に規定する生命保険若しくは損害保険又は生命共済に係る契約を解約した場合（当該解約が当該災害等の事由に基因するものである」に、「より、同号に規定する生命保険若しくは損害保険又は生命共済に係る契約が解約された場合」を「当該災害等の事由が生じた日から同日以後一年を経過する日までの間」に改める。

第二条の三十一の表以外の部分中「第二条の二十五」を「第二条の二十五の二」に改め、同条の表第二条の十二第一項の項中

第二条の二十一第一項	第二条の三十一において準用する第二条の二十一第一項
第二条の二十五の二第五号	第二条の三十一において準用する第二条の二十五第五号

を

第二条の二十一第一項	第二条の三十一において準用する第二条の二十一第一項
第二条の二十五の二第五号	第二条の三十一において準用する第二条の二十五第五号

に改め、同表第二条の二十五第四項の項中「財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書」の下に「又は退職等に関する通知書若しくは次条」を、「よる申告書」の下に「又は退職等に関する通知書若しくは第二条の三十一において準用する第二条の二十五の二若しくは第二条の二十八」を加え、同表に次のように加える。

第二条の二十五の二	第六条第四項第一号ロ若しくはハ、同項第二号ロ若しくはハ又は同項第三号ロ若しくはハ	第六条第二項第一号ロ若しくはハ、同項第二号ロ若しくはハ又は同項第三号ロ若しくはハ
	法第四条の二第九項	法第四条の三第十項
	第二条の十三第二号	第二条の三十一において準用する第二条の十三第二号

第二条の三十二第一項及び第二項中「第二条の三十四」を「次条」に改める。

第二条の三十三を削り、第二条の三十四を第二条の三十三とし、第二条の三十五から第二条の三十七までを一条ずつ繰り上げる。

第三条の三第一項中「第二条の三十七」を「第二条の三十六」に改める。

第四条の二第四項第一号中「資本の払戻し　当該」を「株式分配又は同項第四号に掲げる資本の払戻し　当該株式分配又は」に改め、同項第二号中「第二十五条第一項第四号」を「第二十五条第一項第五号」に改め、同項第三号中「第二十五条第一項第五号」を「第二十五条第一項第六号」に改め、同条第九項の表第百二十条第三項第四号の項中「報告書」の下に「又は当該報告書に準ずる書類」を加え、同表第百六十六条の項中「報告書」の下に「若しくは当該報告書に準ずる書類」を